

令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務 プロポーザル審査要領

令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務に関するプロポーザルの審査に関する事項を次に定めます。

1 審査の対象となる事業者

審査は、次の各号をすべて満たす事業者を対象に行います。

- (1) 別途定める「令和6年度バリアフリー観光モニターツアー実施委託業務 公募型プロポーザル募集要領」(以下、「募集要領」という。)に規定する資格要件を満たす参加者
- (2) 募集要領に規定する期限内に、必要な書類のすべてを提出した参加者
- (3) 募集要領により、適正に書類を作成した参加者

2 審査の項目及び点数

総合点数は審査員1名につき100点とし、審査項目と審査項目ごとの配点は次のとおりです。

<u>(1)業務の理解度</u>	<u>(20点)</u>
<u>(2)企画提案の具体的な内容</u>	<u>(50点)</u>
<u>(3)実施体制・スケジュール</u>	<u>(15点)</u>
<u>(4)業務実績</u>	<u>(10点)</u>
<u>(5)経費見積</u>	<u>(5点)</u>

3 審査委員会

参加者から提出された企画提案書に基づきプレゼンテーションを行う審査委員会を開催します。

(1) 日時、場所

令和6年7月25日(木)※予定

場所 未定(高知市内の会場)

(2) プレゼンテーション

- ① プレゼンテーションの時間は1者20分とします。プレゼンテーション終了後、審査委員からの質疑の時間を15分程度設けます。
- ② 審査委員会への入室は1者あたり3名までとします。
- ③ 順番は別途お知らせします。
- ④ プレゼンテーションで使用できる資料はあらかじめ提出した企画提案書のみとします。

4 審査の方法

- (1) 審査委員会では、提出された企画提案書と、審査委員会におけるプレゼンテーションに対する審査を行います。
- (2) 各審査委員は、プレゼンテーションと質疑の終了後、別途定める「審査基準」に基づいて審査を行います。
- (3) すべての参加者の審査が終了したときには、各審査委員の審査結果を集計後、候補者と次点者を選定します。
- (4) 審査の結果、最高点の者が同点で2者以上ある場合は、経費見積が安価な者から順に候補者と次点者を選定します。

審査基準

審査の項目	審査の視点	配点
業務の理解度	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の目的と内容を理解したうえでの提案であるか 	<u>20</u>
企画提案の具体的な内容	<p>仕様に掲げる業務内容を達成できる実施方法となっているか</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バリアフリー観光商品の造成に繋げるための魅力的なツアー内容及びモニターの選定を行っているか ・2025年度の前期連続テレビ小説「あんぱん」の放送による県内観光需要を見据えた企画内容となっているか ・バリアフリー観光商品の造成や誘客に繋がるような効果的な情報発信が行われているか 	<u>50</u>
実施体制・スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・業務を滞りなく実施することのできる体制となっているか ・スケジュールについて、具体的かつ現実的な提案となっているか 	<u>15</u>
業務実績	<ul style="list-style-type: none"> ・同種、同類の業務を滞りなく実施した実績を有するか 	<u>10</u>
経費見積	<ul style="list-style-type: none"> ・予算の範囲内であり、必要と考えられる経費が全て計上されているか ・提案された業務規模と経費見積もりが大きくかけ離れていないか 	<u>5</u>